

共通要件

- ・転入後1年以内の申請である
- ・移住理由が転勤・出向・進学ではなく、**5年以上継続して居住する意思**がある
※新卒採用者(卒業後1年以内の初めての就職)は除く
- ・住民票を移す直前に**連続して1年以上は県外に在住**していること
※進学で大分県外に転出した場合、在学期間を含め通算5年以上の在住期間がある
(子育て世帯…申請年度の4月1日現在18歳未満の子どもがいる世帯)
(若年者世帯…申請年度の4月1日現在18歳以上40歳未満の世帯員がいる世帯)

【移住応援給付金】共通要件に加えて市町村が設定する要件 ※移住支援金の対象とならない方

市町村名	担当窓口	移住支援HP	追加要件	申請額
大分市	住宅課		・住宅の取得(戸建て、共同住宅) または賃貸(住み替え情報バンク登録物件のみ)	【子育て世帯・若年者世帯】30万円 【その他】20万円
別府市	政策企画課		①アーティストまたはクリエーター ②市内でタクシー・バス運転手として就職した方 ③市内の介護職員として就職した方 ※①②③いずれかに該当 ※受付開始時期未定	【その他世帯】10万円 【子育て世帯】30万円(12歳以下) ※他の移住に係る補助金等を受給した者は除く
中津市	地域振興・広聴課		下記のいずれかに該当する移住者 ①住宅を新築または購入 ②空き家バンク制度を利用 ③旧下毛地域(三光、本耶馬渓町、耶馬渓町、山国町)への移住者 ・世帯員全員が移住前の住所地と本市で税金の滞納が無いこと ・世帯員全員が生活保護を受給していないこと	【世帯】20万円 ※子育て加算10万円/人(2人まで) ※若年者加算10万円/世帯 ※旧下毛地域加算10万円/世帯
日田市	商工労政課		・5年以上県外在住者 ・子育て世帯または45歳未満のみで構成された世帯	【子育て世帯】30万円 【その他】20万円
佐伯市	地域振興課		・市内事業所を有する法人またはその他団体に正規雇用として就労し、かつ1年以上同事業所で就業する意志があること。 ・単身世帯とその他の世帯は、移住するための住宅を新たに取得又は賃貸より確保すること。 ・移住前の住所地と本市で税金の滞納が無いこと。 ・生活保護を前住所地と本市で受けていないこと ・公務員でないこと	【子育て世帯】 20万円 【単身世帯】 5万円 【他の世帯】10万円
臼杵市	地域力創生課		・過去5年以上県外在住者 ・税の滞納がないもの ・自治会に加入すること	【子育て世帯】40万円 ※子どもが3人以上50万円 【若者夫婦(双方40歳以下)】30万円 【その他】20万円
津久見市	商工観光・定住推進課		・新卒採用者も対象とします。	【世帯】20万円 ※子育て加算10万円/人(上限2人) ※若年者加算10万円/世帯
竹田市	総合政策課		・5年以上県外在住者	【世帯】20万円 ※子育て加算10万円/人(上限2人) ※若年者加算10万円/世帯
豊後高田市	地域活力創造課		・奨励金+家賃補助等の世帯	【加算補助有 世帯】20万円 【単一補助世帯】10万円 ※その他、加算あり(上限60万円)
杵築市	協働のまちづくり課		・住宅を新築または購入	【世帯】20万円 ※子育て加算10万円/人
宇佐市	まちづくり推進課		・新築・空き家購入または空き家・民間賃貸契約	【世帯】20万円 ※子育て加算10万円/人(4人まで) ※賃貸契約の場合は5万円(4人まで) ※若年者加算10万円/世帯 ※その他住宅取得の場合は居住地によって加算あり
豊後大野市	まちづくり推進課		・市内医療機関に看護師または准看護師として就職 ・市内保育施設等に保育士として就職	【世帯】20万円 ※子育て加算10万円/人 ※若年者加算10万円/世帯
由布市	総合政策課			【世帯】20万円 ※子育て加算10万円/人 ※若年者加算10万円/世帯 【地域加算】 世帯構成・移住先によっては、地域加算あり

【移住応援給付金】共通要件に加えて市町村が設定する要件 ※移住支援金の対象とならない方

市町村名	担当窓口	移住支援HP	追加要件	申請額
国東市	まちづくり推進課			【世帯】20万円 ※子育て加算10万円/人 ※若年者加算10万円/世帯 ※Uターン加算10万円/世帯(申請者が出生から18歳までの間に5年以上国東市に居住している場合)
姫島村	企画振興課			【世帯】20万円 ※子育て加算10万円/人 ※若年者加算10万円/世帯 ※両加算は併給できない。
日出町	まちづくり推進課		・移住前に日出町に対し移住相談を行なった方	【子育て世帯】30万円 【その他】10万円
九重町	観光・地域振興課		・空き家バンク利用者	移住にかかる引越費用の実費支給 【子育て世帯】子一人あたり10万円加算 【若年者世帯】10万円加算 ※子育て世帯、若年者世帯の併用不可。
玖珠町	みらい創生課		・移住後、同一の世帯を構成する世帯員の2分の1以上が移住者であること。 ・移住者全員が過去5年間玖珠町に居住したことがないこと ・移住者等の属する世帯を構成する世帯員全員が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けている者でないこと。	【世帯】20万円 ※子育て加算10万円/人 ※若年者加算10万円/世帯